

魚沼市墓園【共同墓】 使用許可申請・許可事務手続きの流れ

1. 使用許可申請・許可

申請者		市役所
①様式第1号「墓地利用許可申請書」 (添付書類) 1 申請者の住民票抄本 2 代理人の住民票抄本 (申請者が市外の場合のみ必要)	→	受領
②墓地利用許可決定通知、使用料納付書受領	←	墓地利用許可結果通知、使用料納付書送付
③使用料納付	→	使用料納付を確認
	←	様式第2号「墓地利用許可証」交付

2. 遺骨埋蔵(改葬)

申請者		市役所
④様式第12号「埋蔵(改葬)届」提出 納骨立会予約	→	受領 納骨日時の予約受付 納骨時間 10:00～、13:00～ 原則2回のみ
納骨 ※様式第2号「墓地利用許可証」が必要となります。		納骨の立会は魚沼市斎場指定管理者が行います。
<p>※積雪時の納骨は原則受け付けません。 ※鍵の開閉のみを行いますので、その他の手配は申請者で行ってください。</p>		